

要 求 書

一 國体交涉權と確認書卷三

(二) 工場委員制度の數ノコト

(1) 工場委員會六名、會社側四名十六人
(2) 工場委員は該工場の勞働者三十人以上一社後六月三日生産運営
權の勞働者に在り

(3) 工場委員會は該工場各項通報ノコト

(a) 勞働時間

(b) 勞働者就業手帳

(c) 最低賃金

(d) 二場法扶助規程ノ林助額

(e) 其他工場内勞働者諸規程

三 積徳會解散ノ積立金分配ノルコト

(1) 工場法扶助規程ニ依ル在庫ノ支拂ノシテ積徳會積立金中ノ支拂
ヒタル元八此際返還ルコト

(2) 現在一日給額二十割ヲ加入本給トニ請負作業ハ二割以上ヲ附ルコト
但シ現在十割以上一分ヲ受ク者ハ其分ヲ本給ニ繰メルコト

(3) 積立金ハ全部一人返還ルコト

(4) 一月過刻ノ剥金ハ之ヲ認ム

(5) 解雇者ハ六月末滿ハ三十日分、六月以上一年未滿ハ六十日分
一年以上三年迄九十日分以上一年ヲ増ス毎三日給額廿日分
ヲ支給ルコト

(6) 今圓ニ爭議ニ付キ一名ト虽犠牲者ヲ出サルニト但シ二年間トス

後知時計電機株式會社全勞働者